

平成26・27年度税制改正に係る軽自動車税の税率について

三輪及び四輪以上の軽自動車について

・新規税率・重課税率等

三輪及び四輪以上の軽自動車については、新規検査年月（車検証に記載）により税率が変わります。また、最初の新規検査以降13年を経過した車両については、重課税率が適用されます。

車 種				新規検査年月（初度検査年月）		
				H27年3月まで （現行）	H27年4月以降 （新）	13年経過 （重課税率）
軽自動車	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンと電力併用の軽自動車及び被けん引車は重課税率対象外。

※平成27年4月以降に最初の新規検査を受ける車両から新税率を適用します。それ以前に最初の新規検査を受けている車両については現行税率を適用します。

※平成28年度以降、毎年4月1日現在で、最初の新規検査以降13年を経過した車両に重課税率が適用されます。

・グリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課を）適用します。

＜軽乗用車＞

対象車	軽減率
電気自動車等	概ね 75%
H32 年度燃費基準 +20%達成車	概ね 50%
H32 年度燃費基準 達成車	概ね 25%

＜軽貨物車＞

対象車	軽減率
電気自動車等	概ね 75%
H27 年度燃費基準 +35%達成車	概ね 50%
H27 年度燃費基準 +15%達成車	概ね 25%

※電気自動車等：電気自動車、天然ガス自動車(H21 年排出ガス 10%以上低減)

※ガソリン車・ハイブリッド車はいずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★
★)に限ります。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載。

※各燃費基準の達成基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

グリーン化特例税率表

車 種				標準税率	25%軽減 税率	50%軽減 税率	75%軽減 税率
軽 自 動 車	三輪			3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
	四輪 以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
			自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
		貨 物 用	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円
			自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円

・原動機付自転車及び二輪の小型自動車等

平成 28 年度から原動機付自転車、軽二輪車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車については、すべての車両について税率が変わります。新税率については下表の通りです。

車 種		H27 年度まで (現行)	H28 年度以降 (新)
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪車	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円

※税制改正に関する Q A については、次のページ以降をご覧ください。

軽自動車税制改正に係る QA 集

<目次>

1 軽四輪車等に係る税率引上げ

- Q 1—1 軽四輪車等についてなぜ標準税率を引き上げることとしたのですか？…… 4
- Q 1—2 自家用乗用車については税率を 1.5 倍に引き上げ、それ以外（貨物用、営業用）の区分の車両については 1.25 倍の引上げ幅としたのはなぜですか？…… 4
- Q 1—3 軽四輪車等について、なぜ新規取得される新車のみ税率の引上げをするのですか？…… 4
- Q 1—4 公共交通機関が不十分な地域などで生活の足として使われている軽四輪車等に対して、税負担を重くする理由は何ですか？…… 4
- Q 1—5 小型特殊自動車についても軽自動車税が引き上げられるのですか？…… 5

2 経年車重課

- Q 2—1 なぜ軽自動車税に経年車重課を導入したのですか？…… 6
- Q 2—2 なぜ最初の新規検査を受けた月から起算して 13 年を経過した軽四輪車等を経年車重課の対象とするのですか？…… 6
- Q 2—3 7,200 円の旧税率が適用されていた車も 13 年を超えると新税率（10,800 円）の 20% 重課（12,900 円）で課税されるのは、どのような考え方なのですか？…… 6
- Q 2—4 古い車でも環境性能に優れた車や大切に使っている車が存在するにもかかわらず、13 年を経過した車に対して一律に重課税率を適用することにした理由は何ですか？…… 6

3 グリーン化特例（軽課）

- Q 3—1 なぜ軽自動車税にグリーン化特例（軽課）を導入したのですか？…… 8
- Q 3—2 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）は、1 年間だけの措置として導入されましたが、その後の年度についてはどうなる予定ですか？…… 8
- Q 3—3 軽自動車は燃費性能が良いことから、新車の軽自動車の多くがグリーン化特例（軽課）の対象になることも想定されますが、そうなった場合、税率を引き上げた意味がなくなるのではないのでしょうか？…… 9
- Q 3—4 平成 27 年 5 月に初めて車両番号の指定を受けたグリーン化特例（軽課）の対象となる車両を、平成 27 年 12 月に中古車として購入したのですが、この場合平成 28 年度の軽自動車税についてはグリーン化特例（軽課）の対象となるのですか？…… 9

4 二輪車等に係る税率引上げ

- Q 4—1 二輪車等について、なぜ標準税率を引き上げることとしたのですか？…… 10
- Q 4—2 二輪車等に係る税率の引上げ幅を 1.5 倍としたのはなぜですか？また、50cc 以下と 50cc 超 90cc 以下の原動機付自転車については、1.5 倍を超える 2,000 円としたのはなぜですか？…… 10
- Q 4—3 二輪車等については、なぜ新車・既存車を問わず、一律に増税となるのですか？…… 10

1 軽四輪車等に係る税率引上げ

Q 1－1 軽四輪車等についてなぜ標準税率を引き上げることとしたのですか？

A. 平成 26 年度税制改正前において、1,000cc 以下の小型自動車に係る自動車税（自家用・乗用）の税率が 29,500 円であるのに対し、四輪等の軽自動車（三輪以上の軽自動車。以下、「軽四輪車等」という。）に係る軽自動車税（自家用・乗用）の税率は 7,200 円となっていたことから、両者には約 4 倍の開きがありましたが、価格や性能の面で差がなくなっている中で、軽自動車の特殊性を考慮したとしても、バランスを欠いているとの指摘がなされてきました。

この格差を是正するために、与党税制調査会における議論を経て、軽四輪車等についての軽自動車税の税率を引き上げることとしたものです。

Q 1－2 自家用乗用車については税率を 1.5 倍に引き上げ、それ以外（貨物用、営業用）の区分の車両については 1.25 倍の引上げ幅としたのはなぜですか？

A. （Q 1－1 に関連して）小型自動車と軽四輪車等との格差を是正するために、軽四輪車等についての軽自動車税の税率を引き上げることとしたが、その引上げ幅については、納税者の税負担の程度や引上げによる増収額、平成 26 年度税制改正前において標準税率の 1.5 倍である制限税率を採用していた地方団体もあったことなどを総合的に勘案して、1.5 倍の引上げ幅としました。

また、自家用乗用車以外の車両（貨物用、営業用）については、農業者や中小企業者等の負担を考慮し、税率の引上げ幅を約 1.25 倍に抑制しました。

Q 1－3 軽四輪車等について、なぜ新規取得される新車のみ税率の引上げをするのですか？

A. （Q 1－1 に関連して）小型自動車と軽四輪車等との格差を是正するために、軽自動車税の税率を引き上げることとしたが、一方で、軽四輪車等については公共交通機関が不十分な地域などで生活の足として使われているという実情にも配慮して、改正後の新税率は平成 27 年度以降に新規取得される新車のみ適用することとしました。

そのため、平成 27 年 3 月以前から所有されている軽四輪車等や、平成 26 年度以前に既に車両番号の指定を受けたことがある中古車を平成 27 年度以降に取得した場合については、改正前の旧税率のまま、据え置くこととしました。

Q 1－4 公共交通機関が不十分な地域などで生活の足として使われている軽四輪車等に対して、税負担を重くする理由は何ですか？

A. 自動車は日常生活で重要な役割を果たしていると考えられており、特に軽四輪車等については公共交通機関が不十分な地域などで生活の足として使われているという実情があることは十分理解しているところです。

その一方で、地方においては、自動車に関連する道路等の財政需要も大きいものがあります。

与党税制調査会における議論の中でも、軽四輪車等は地方の生活の足であり、負担増は適切ではないとの意見があった一方で、軽四輪車等と 1,000cc 以下の小型自動車とは価格や性能の面で差がなくなっている中で、4 倍以上の税負担格差があることは公平

性を欠くといった意見もあったところです。

結論として、軽自動車税の税率を引き上げることとしましたが、

- ・平成 26 年度税制改正による引上げ後の新税率は平成 27 年 4 月以降に新たに取得される新車に限って適用することとして、平成 26 年度以前から所有されている軽四輪車等や、平成 26 年度以前に既に車両番号の指定を受けたことがある中古車を平成 27 年度以降に新たに取得した場合については、改正前の旧税率のまま据え置くこととしたこと

- ・軽トラック（貨物用）や営業用の軽四輪車等については税率の引上げ幅を約 1.25 倍に抑制したこと

といった配慮を行っているところです。

Q 1—5 小型特殊自動車についても軽自動車税が引き上げられるのですか？

A. 地方税法第 444 条第 3 項では、同条第 1 項第 2 号に規定する区分により難しいものについては、当該区分とは別に、条例において軽自動車税の税率を定めることができることとされており、ほとんどの市町村では、小型特殊自動車について、条例において軽四輪車等とは別の税率を定めているところです。

したがって、小型特殊自動車の税率については、各市町村の判断によって定められ、税率の引上げについても各市町村の判断によることとなりますが、軽四輪車等との均衡を図る観点から、各市町村において、税率引上げが実施されることとなっています。

※地方税法第 444 条第 3 項では、同条第 1 項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならないとされていることから、平成 26 年度税制改正に伴い、各自治体において、当該規定の趣旨に沿った、適切な税率の見直しが必要になったところです。

2 経年車重課

Q 2—1 なぜ軽自動車税に経年車重課を導入したのですか？

A. 平成 25 年度与党税制改正大綱や地方財政審議会の検討会報告書において、車体課税のグリーン化機能の強化に関する提言がなされてきたところです。

軽四輪車等については、登録自動車と比べ総排気量及び規格が小さいものではありませんが、環境に対し一定の負荷を与えるものですので、古い燃費基準で製造された経年車について、相対的に重い負担を課すこととされたものです。

また、軽四輪車等に係る新税率の適用が平成 27 年 4 月以降に新規取得される新車に限定されており、これとの関係で、環境性能に劣る旧税率適用の車に乗り続けることを助長してしまうことがないようにするという趣旨も、経年車重課の措置には含まれていません。

※グリーン化とは、環境への負荷の低減に資するための施策をいいます。

Q 2—2 なぜ最初の新規検査を受けた月から起算して 13 年を経過した軽四輪車等を経年車重課の対象とするのですか？

A. 軽自動車税の経年車重課については、排出ガス性能や燃費が相対的に劣る経年車に対して重課するという環境課税として、軽自動車税のグリーン化を図る観点から行うものです。

このような制度趣旨を踏まえ、経年車重課の対象については、

- ・既に経年車に対する重課を実施している自動車税や自動車重量税における制度が 13 年を経過した車を対象としていることとの均衡

- ・乗用の軽四輪車等の平均使用年数が 13 年程度であると考えられること

などを踏まえて、最初の新規検査を受けてから 13 年を経過した軽四輪車等を対象とすることとしたところです。

Q 2—3 7,200 円の旧税率が適用されていた車も 13 年を超えると新税率（10,800 円）の 20%重課（12,900 円）で課税されるのは、どのような考え方なのですか？

A. 引上げ前の旧税率が適用されている軽四輪車等（平成 27 年 3 月以前に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等）への経年車重課については、引上げ前の旧税率 7,200 円をベースに重課する仕組みとした場合、新車について適用される 10,800 円を下回ってしまうことから、グリーン化を阻害する環境性能に劣る古い車に長く乗り続ける結果を招きかねません。このため、車を買替える際のインセンティブを効果的に発揮する税制とする観点から、引上げ後の新税率に基づいて 20%を重課する仕組みとされたところです。

また、引上げ前の旧税率 7,200 円については、平成 27 年 3 月以前からの既存車に対する経過措置として設定されているものであり、本則上の標準税率は引上げ後の 10,800 円であることから、税制度上も、重課税率は新しい本則税率をベースにしたものとするのが適当と考えられたところです。

Q 2—4 古い車でも環境性能に優れた車や大切に使っている車が存在するにもかかわらず、13 年を経過した車に対して一律に重課税率を適用することにした理由は何ですか？

A. 古い車は、発売当時の基準に照らせば環境性能に優れた車であったとしても、現在の基準に照らせば環境性能に劣る基準に基づいて製造されていること、また、一般的に、長期間使用すると、燃費性能等が低下する傾向にあると考えられることなどから、経年車重課については、平均使用年数を超えて使用していて排出ガス性能や燃費性能が相対的に劣後する経年車に対して重課するという環境課税として実施することとしており、この考え方は、登録車に対して既に実施されている経年車重課制度と同じです。

また、一部例外的に、古い車の中に環境性能に優れた車があったとしても、その一部の車を判別するために個車ごとに排出ガス性能や燃費の情報を把握し重課の判定を行うことは、市町村における事務負担や徴税コストの観点から適当とは考えられないため、一定の外形的基準を設定することにより判定を行うこととし、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した軽四輪車等を経年車重課の対象としているところです。

なお、電気自動車等については、一般の軽四輪車等と比べてはるかに環境性能の良い低公害車であることから、経年車重課の対象から除外することとしています。

3 グリーン化特例（軽課）

Q 3—1 なぜ軽自動車税にグリーン化特例（軽課）を導入したのですか？

A. 平成 14 年度に、自動車税にグリーン化特例が導入された際も、軽自動車税については税額が少額であることや、市町村における課税の事務負担等から、グリーン化特例の導入は見送られてきました。

そうした中で、平成 26 年度与党税制改正大綱では、軽自動車税について、乗用・自家用の軽四輪車等について新車から税率を 1.5 倍に引き上げる等の見直しを行うこととされ、その際、グリーン化を進める観点から、経年車重課を導入するとともに、「軽課についても検討を行う」こととされていたところです。

このため、地方財政審議会の検討会において広く業界団体等の意見を伺った上で、与党税制調査会での議論の結果、地方財政への影響を配慮しつつ、環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するため、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽減する特例措置として、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が導入されました。

Q 3—2 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）は、1 年間だけの措置として導入されましたが、その後の年度についてはどうなる予定ですか？

A. 平成 26 年度与党税制改正大綱では、消費税 10%段階で自動車取得税を廃止する一方で、自動車税に「環境性能割」を導入し、これとあわせて、自動車税のグリーン化特例について、軽課は環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に重点化した上で軽課を強化する方針が示されました。

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）についても同様に見直しをしていく必要がある中で、その導入について検討が行われ、自動車税のグリーン化特例の終期（平成 27 年度末までの取得車に対し、平成 28 年度分までを軽減）と終期が一致する形で 1 年間の措置として導入されました。

その後、平成 28 年度与党税制改正大綱において、軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）が 1 年延長され、平成 28 年度に新規取得された車両について、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減することとされました。

それ以降におけるグリーン化特例（軽課）の検討に当たっては、これまでの与党税制改正大綱を踏まえて、平成 29 年度税制改正において具体的な結論を得ることとされています。

○ 平成 26 年度与党税制改正大綱（抜粋）

・自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

○ 平成 27 年度与党税制改正大綱（抜粋）

・軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例措置については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。

○ 平成 28 年度与党税制改正大綱（抜粋）

・平成 27 年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1 年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成 29 年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成 29 年度税制改正において具体的な結論を得る。

Q 3—3 軽自動車は燃費性能が良いことから、新車の軽自動車の多くがグリーン化特例（軽課）の対象になることも想定されますが、そうなった場合、税率を引き上げた意味がなくなるのではないのでしょうか？

A. 軽四輪車等に係る税率の引上げについては、平成 26 年度税制改正において、大型化・高性能化が図られている軽四輪車等と小型自動車との税負担の均衡を図る観点から、地方団体の要望等も踏まえ、実施することとされたものです。

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、

- ・税率の引上げを実施することを前提とした上で、軽自動車税のグリーン化の促進を図るため実施すること
- ・軽減対象となる場合においても、引上げ後の税率を基準とした軽減税率により課税されること
- ・取得後の翌年度分（1 回）に限る軽減であり、翌々年度以降の年度分は引上げ後の税率が適用されること
- ・登録車のグリーン化特例（軽課）も、取得の翌年度分（1 回）を軽減する仕組みとなっており、それと並ぶ措置となること

から、税率引上げの趣旨である小型自動車との税負担の均衡を阻害するものではないものと考えます。

Q 3—4 平成 27 年 5 月に初めて車両番号の指定を受けたグリーン化特例（軽課）の対象となる車両を、平成 27 年 12 月に中古車として購入したのですが、この場合平成 28 年度の軽自動車税についてはグリーン化特例（軽課）の対象となるのですか？

A. グリーン化特例（軽課）については、その車両が初めて車両番号の指定を受けた日が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの場合に対象となるものであることから、所有者が変わった場合であっても、その車両にとっての初めて車両番号の指定を受けた日によって判定することとなり、事例のケースについては平成 28 年度の軽自動車税についてグリーン化特例（軽課）の対象となります。

4 二輪車等に係る税率引上げ

Q 4－1 二輪車等について、なぜ標準税率を引き上げることとしたのですか？

A. 軽自動車税の見直しは、四輪、二輪を問わず、かねてより地方団体から要望があり、特に原動機付自転車については、1,000 円程度の税率では徴税コストすら賄えないという声が大きくありました。

その上で、原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車（以下「二輪車等」という。）に係る軽自動車税については、地方財政審議会の検討会の意見を参考に与党の税制調査会での議論の結果、市町村の徴税コストを賄える水準とすること等の観点から、標準税率を引き上げることとしたものです。

Q 4－2 二輪車等に係る税率の引上げ幅を 1.5 倍としたのはなぜですか？また、50cc 以下と 50cc 超 90cc 以下の原動機付自転車については、1.5 倍を超える 2,000 円としたのはなぜですか？

A. （Q 4－1 に関連して）二輪車等については、市町村の徴税コストを賄える水準とすること等の観点から、標準税率を引き上げることとしたのですが、軽四輪車等の税率の水準や引上げ率とのバランスを考慮し、1.5 倍に引き上げることとするとともに、かねてより、徴税コスト割れの問題が指摘され、市町村から引上げの要望が特に強かった原動機付自転車については 2,000 円に引き上げることとし、二輪車全体の中での税率のバランスを考慮しつつ改正の趣旨に則した引上げを行うこととしたものです。

※税率を 1.5 倍に引き上げた場合、50cc 以下の原動機付自転車は 1,500 円、50cc 超 90cc 以下の原動機付自転車は 1,800 円となるが、改正前の税率が特に低水準であり、改正要望が強かったため、徴税コストとの関係を改善するため、一律 2,000 円に引き上げることとしたところです。

Q 4－3 二輪車等については、なぜ新車・既存車を問わず、一律に増税となるのですか？

A. 二輪車等については、

- ・原付と軽二輪は登録制度や検査制度が存在しないため、一定時点以前からの既存車か否かの区別がつかず、新税率適用を新車に限定する措置をとることができないこと
- ・新車からの税率引上げは、環境政策上、経年車重課との組合せが重要であるが、登録制度等が存在しないため、車体年齢の把握ができず、経年車重課も困難であること
- ・原付については、徴税コストとの関係からも見直す趣旨であり、旧税率の車両が残ると徴税コスト問題の改善につながる税収が得られなくなること

等の理由から、新車・既存車を通して税率の引上げを行うこととされたもの